

様式 1

No	日付	資料名	頁	項目 番号	質問項目	質問の内容	回答(※)
1	9/20	ガス供給に関する契約書(案)	1	第 2 条	所有区分について	<p>供給業者が所有権を有するものうち、「建物外部導管」とありますが、どこからどこまでの導管を指しているのでしょうか？</p> <p>平面図 M/09 に記載する導管部分のみが供給業者の所有で、ピット配管以降の末端までは松山市の所有ということでしょうか？</p>	<p>平面詳細図 M/27 の別途工事部分が供給業者の所有となります。</p>
2							
3							
4							
5							